

議員提出議案第12号

憲法と国民総意に基づいた皇室典範議論を行うことを求める意見  
書提出について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者	調布市議会議員	田	村	ゆう子
賛成者	調布市議会議員	岸	本	直子
	同	木	下	安子
	同	鈴	木	ほの香

# 憲法と国民総意に基づいた皇室典範議論を行うことを求める意見書

現在、国会において安定的な皇位継承の確保に向けた皇室典範改正の議論が進められている。しかしながら、現在示されている方向性は、国民世論や日本国憲法の精神に照らし、重大な課題を残していると言わざるを得ない。

日本国憲法第1条は、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と定めている。また、憲法の基本原則である基本的人権の尊重には男女平等が明記されており、あらゆる分野における性差別の解消が求められている。

しかし現在の国会議論では、女性天皇・女系天皇という議論を事実上棚上げし、「男系男子による継承」を不動の原則とし、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する案や、旧宮家の男系男子を養子として皇族に迎える案に絞った議論が進められている。

各種世論調査においても、国民の大多数が女性天皇に賛意を示している。多様な国民によって構成される社会の「統合の象徴」たる地位において、女性であることを理由に皇位継承から排除することは、男女平等を掲げる憲法の精神に反するものであり、合理的理由を見いだすことは困難である。

よって、国に対し、憲法の条項と精神、並びに国民世論に基づいた真の「立法府の総意」となるよう、女性天皇についても正面から据えた、広く国民的な議論を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 日

調布市議会議長 宮 本 和 実

提出先

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長